

会 議 名 称	令和4年度第1回 市川市個人情報保護審議会
議 題 等	報告事項 「市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例」の制定について
開 催 日 時	令和4年11月11日(金) 午後3時30分 ~ 午後4時15分
開 催 場 所	市川市役所第1庁舎 5階 研修室
出席者	委 員 小林 俊之(会長)、松原 いつ子(副会長)、小島 千鶴、加藤 久善、松尾 順子、 勝田 信篤
	事 務 局 【総務部総務課】樋口課長、宮本副参事、中川主幹、牛腸主査、丹治主査
	説 明 課 及び職員 同上
傍 聴	<input type="checkbox"/> 可(人) / <input checked="" type="checkbox"/> 不 可
会 議 概 要 ※ 詳 細 別 紙	個人情報保護法の改正により、現行の「市川市個人情報の保護に関する条例」を廃止するとともに、「市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例」を制定し、令和5年4月1日から施行する予定であること、現行の条例と制定後の条例の比較や今後のスケジュールについて報告した。
配 布 資 料	・次第 ・説明資料
特 記 事 項	新型コロナウイルスの感染リスクを避ける観点から、今回の会議の傍聴は「中止」とさせていただきます。

別 紙

令和4年度第1回 市川市個人情報保護審議会

【事務局】

それでは、ただいまから、令和4年度第1回市川市個人情報保護審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の進行を、会長が決まるまで務めさせていただきます。

(配布資料の確認)

会議に先立ちまして、本日会議録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で公開したいと考えておりますので、本日会議を録音させていただきますことをご了承いただければと思います。

つづきまして、個人情報保護審議会の委員をお引き受けいただいております太田委員と谷内委員が、一身上の都合により退任され、令和4年5月23日から松尾委員と大久保委員が新たに委員に就任されましたので、ご報告させていただきます。

なお、大久保委員につきましては、本日、欠席のご連絡をいただいております。

それでは、会長の互選が終わるまで、私が座長として、会議を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、「市川市個人情報保護審議会規則」第3条第2項において、「会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない」と規定しております。本日は、國松委員と大久保委員より欠席のご連絡をいただいておりますが、半数以上の委員にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立しておりますことを確認いたします。

なお、会議の傍聴につきましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避ける観点から、傍聴者はございません。

次に、次第の3の(1)「会長互選」についてですが、「市川市個人情報保護審議会規則」第2条第1項により、会長及び副会長各1名を委員の中から互選することとなっております。

皆様でご協議をお願いいたします。

【勝田委員】

私といたしましては、歴代の会長の就任状況や今までのご経験も踏まえまして、「小林委員」が適任であると考えますので、「小林委員」を推薦したいと思います。

【事務局】

ただいま、「勝田委員」から「小林委員」を推薦するのご提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

異議がある場合は、挙手をお願いします。

(委員一同異議なし)

【事務局】

ありがとうございます。

それでは、会長を「小林委員」にお願いしたいと思います。

この後の会議の進行ですが、「市川市個人情報保護審議会規則」第3条第2項に基づき、「小林会長」にお願いしたいと思います。

「小林会長」おそれ入りますが、会長席へお願いします。

(小林会長 会長席へ)

【小林会長(議長)】

それでは、次第の3の(1)のうち、「副会長互選」について議題としたいと思います。どなたか副会長のご推薦をいただけますでしょうか。

【小島委員】

私といたしましては、やはり今までのご経験も踏まえまして、「松原委員」が適任であると考えますので、「松原委員」を推薦したいと思います。

【小林会長(議長)】

ただいま、「小島委員」から「松原委員」を推薦するとの提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。
異議がある場合は、挙手をお願いします。

(委員一同異議なし)

【小林会長(議長)】

「松原委員」、お引き受けいただけますでしょうか。

(松原委員 了承)

【小林会長(議長)】

ありがとうございます。それでは、副会長を「松原委員」にお願いしたいと思います。

それでは、報告事項に移りたいと思います。今回は総務課より「市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例」の制定について報告して頂きます。それではお願いいたします。

【報告実施機関(総務課)】

それでは、「市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例」の制定についてご説明させていただきます。

はじめに、お配りさせて頂きました資料を元にご説明させて頂きたいと思います。

「資料1ページ目」をご覧ください。現行条例の内容についてでございます。

市川市では、市川市個人情報保護条例に基づき昭和61年から個人情報保護制度を運用しております。

主な内容はご覧の7項目です。上から順に簡単にご説明させていただきます。

一つ目は「個人情報の収集のルール」として、原則として個人情報は本人から収集する、一定の場合に限り第三者から収集できる、ことを定めております。

二つ目は、「本人による閲覧等・目的外利用・外部提供のルール」として、自分の個人情報を閲覧等する場合の手続、収集した個人情報を利用目的以外に利用したり、外部に提供する場合の要件や手続な

などを定めている、というものです。

三つ目は、「開示が認められない場合の救済のルール」として、個人情報の開示請求が認められない場合は、これを不服として審査請求をすることができますので、その手続を定めております。

四つ目は、「市川市個人情報保護審議会の設置」について定めております。

五つ目は、先程申し上げた個人情報の開示請求が認められなかった場合を救済するための審査請求を審査する「市川市個人情報保護審査会の設置」について定めております。

六つ目は、「非識別加工情報の提供のルール」について定めております。この「非識別加工情報」とは、市が保有している個人情報を、特定の個人が識別できないように、氏名を「削除」したり、年齢を「何歳代」というようにして、個人情報でない形に加工したものをいいます。この非識別加工情報を「豊かな市民生活の実現」「新たな産業の創出」「活力ある経済社会の実現」のため、民間事業者に提供する制度を、市川市は、市川市個人情報保護条例を改正して、令和元年7月から実施しております。この条例では非識別加工情報提供制度の手続を定めております。

七つ目は、個人情報の不適切な取り扱いをした場合の罰則を定めております。

つづきまして、「資料2ページ目」をご覧ください。

このたび、令和3年5月に個人情報保護法が改正されたことにより、

12月市議会定例会に、「市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例」の制定について議案を提出する予定でございます。

そこで、今回の個人情報保護法の改正でどのような改正が行われたのかを、「資料2ページ」を用いてご説明させていただきます。

こちらは、「個人情報保護制度の改正イメージ」をお示したものです。左側が「現行」、右側が「改正後」となっております。まず、左側の「現行」をご覧くださいますと、中ほどに「対象」という欄があり、個人情報を取り扱っている主体が、左から、「国の行政機関」、「独立行政法人等」、「民間事業者」、「地方公共団体等」の5つあることを示しております。

そして、「対象」の上の欄をご覧くださいますと、「法令」の欄があり、こちらも左から、「行政機関個人情報保護法」、「独立行政法人等個人情報保護法」、「個人情報保護法」、「個人情報保護条例」の5つがあり、これらがそれぞれ5つの主体と縦線で結ばれています。これは、それぞれの主体が別個の法令に基づいて個人情報を取り扱っていることを示しているものです。

なぜ、法律と条例とで規定内容がばらばらになってしまっているのかと言いますと、個人情報保護法などの法律は平成15年5月に制定されましたが、個人情報保護制度は、昭和57年に全国で初めて福岡県春日市で個人情報保護条例が制定されたことがきっかけとなって、地方公共団体が法律に先行して個人情報保護条例を制定してきたからです。なお、市川市は昭和61年に千葉県で最初に個人情報保護条例を制定しております。

このように、同じ個人情報でも、個人情報を取り扱う主体によって取扱いが違ふのは問題である、ということで、個人情報を取り扱う主体がおおよそ2000団体あることから、このような問題は、いわゆる「2000個問題」と言われており、国もこのような用語を用いています。「資料2ページ」の左下では、このことを記載しております。

こうした、いわゆる「2000個問題」を解決するために、令和3年5月に個人情報保護法が改正され、「資料2ページ」の右側のとおり、「法令」の欄が「個人情報保護法」に一本化され、全ての団体は、「個人情報保護法」に基づき個人情報を取り扱うこととなりました。

そして、このように「個人情報保護法」で全国共通の取扱いを定めたことから、地方公共団体において、条例で、個人情報の保護の水準を高めたり、弱めたりすることは原則として禁止され、条例で定めてよい事項が限定されることとなりました。

以上が「個人情報保護制度の改正」の説明となります。

つづきまして、「資料3ページ」をご覧ください。

はじめに資料の訂正をお願いいたします。

見出しでございますが、「制度予定条例」とありますが、正しくは「制定予定条例」でございます。

つづきまして、中段辺りに①とございますが、この矢印の次に書かれております「開示手数料の額」を削除をお願いいたします。

つづきまして、②の矢印の先に入っております二つ目の「手数料に関する罰則」についてですが、ここは規定できるかどうかを現在国に確認中ですので、定めるかどうかは未定となっております。

訂正等は以上でございます。

ここで、資料の説明に入らせていただきますが、今回の個人情報保護法が改正されたことにより、個人情報保護法で全国共通のルールを定め、原則として各自治体で保護の水準を高めたり、弱めたりすることが禁止され、条例で定めてよい事項が限定されました。

具体的には、こちらの①、②にございますとおり、①法律で委任された事項と、②個人情報保護の水準の変更に当たらない事項、を改正後の条例で規定することとなるものです。これらについては、原則として現行の条例で定めている内容を規定する予定です。

ここで、①の矢印の先にあります開示決定期間の短縮について補足させていただきます。こちらは、個人情報の開示請求がされた場合、個人情報保護法では30日以内に決定しなければならないとされておりますが、現在市川市では14日以内に決定することを定めておりますので、30日以内とあるのを14日以内に短縮することとするものでございます。

つきまして、「資料4ページ」をご覧ください。

こちらの資料を用いまして、現在と制定後の比較についてご説明させていただきます。

それでは、現行の条例について、上から順にご説明させていただきます。

- (1) 第7条では、「法令や審議会が認めた場合以外は、病歴、障がいといった要配慮個人情報を収集、利用、提供してはならない。」と定めております。
- (2) 第9条では、「個人情報は原則として本人から収集し、一定の場合に限り第三者から収集できる。」と定めています。
- (3) 第12条では、「個人情報を扱う情報システムは、法令や市川市個人情報保護審議会が認めた場合でない限り、他の情報システムと結合させてはならない。」と定めております。
- (4) 第27条では、「市の出資法人は、市と同様の保護措置を講じなければならない。」と定めております。

これらの(1)から(4)までにつきましては、改正後の個人情報保護法の個人情報の保護の水準よりも上回る規制となっておりますので、今後はこういった規定はできないこととなります。制定後の欄には「×」でお示したものでございます。

- (5) 第24条では、市川市個人情報保護審議会の設置について規定しておりますが、こちらは、改正後の個人情報保護法で全国共通のルールを定めたことにより、個人情報の取扱いについては、自治体によってばらつきがあってはならないこととなりますので、この個人情報保護審議会では個別の事案について審議いただいていることから、例えば個人情報を利用目的以外の目的で外部に提供する場合として、審議会が個別に認める、認めないという判断をいただいておりますので、今後は当審議会において個別判断ができないことになりました。

令和5年4月1日以降は個別判断をする審議会は設置できないこととなりますので、今年度をもって審議会は廃止となりますので、ご理解ご了承をいただけたらと思います。

ただし、今こちらの審議会でご意見をいただいている、各課で行っているマイナンバーに関する事務の安全性の評価について、ご意見を頂いている部分があるかと思いますが、これについては、引き続き、任務として残ります。また、一般的な個人情報の取扱いについてご意見を頂くという部分も任務として残りますが、審議会そのものが個別判断をいただく場として主にご審議いただいておりますので、審議会につきましては廃止という形を取らせていただきたいと考えております。

今後任務として残る「マイナンバーの事務の安全性の評価」や「一般的な個人情報の取扱い」についてご意見を頂く部分につきましては、審査請求の審理をする市川市個人情報保護審査会の任務として新たに行っていただくことといたしまして、審査会は現在3名で審査頂いておりますが、5名という形で審査いただく形で考えております。

(6) 第8条では、「個人情報を収集する場合、市長に業務の届出をする。」

(7) 第10条の5では、「目的外利用や外部提供する場合にも、市長に届出をする。」

これらの規定は、個人情報保護法で求められている事務ではございませんので、事務の効率化のため廃止することを考えています。

(8) 第21条では、「個人情報の目録を作成し、市民の閲覧に供する。」ということをお定めておりますが、こちらは今後、目録を市民に閲覧に供するというのは個人情報保護法の中で個人情報ファイル簿というものを市民の方に公表して見て頂くという対応になりますので、条例で重複する規定は定めないとします。

(9) 第26条では、「市は、条例違反行為をしている事業者に対して調査や是正指導を行うことができる。」

(10) 第29条では、「条例の運用状況を公表する。」となっております。

こういった事務は個人情報保護委員会が行うこととなるため、条例上は規定しないこととすることを考えております。

以上が制定後の欄が「×」になっている部分、定められないこととなる規定でございます。

つづきまして、(11)から(10)までは、改正後も規定するものでございます。

(11) 第29条では、「条例の運用状況を議会に報告する。」

(12) 第33条では、「市川市個人情報保護審査会委員が秘密を漏えいした場合の罰則」でございます。

こちらにつきましては、個人情報保護の取扱いの水準の変更に当たらないため、引き続き条例で定めることを考えております。

(13) 第36条では、「不正に手数料の徴収を免れた場合の罰則」でございますが、こちらは、現在こういった規定ができるか国に確認中でございますので、こちらは制定後の欄が「○」となっておりますが、未定でございます。

(14) 第18条では、「個人情報の開示請求に対する開示決定等の期限」でございます。こちらは、先ほどご説明申し上げましたとおり、国は法律では30日以内に決定するとあるのを、市川市では14日に短縮するものであります。

(15) 第20条と別表におきまして、開示請求があった場合の手数料を規定しております。こちらは写しの交付1枚につき、白黒10円、カラー20円を手数料として納付していただくことを定めております。

こちらにつきましては条例で今後も規定していく予定です。

(16) 第23条と第22条の2におきまして、「市川市個人情報保護審査会の設置」と「審査請求があった場合の審査会への諮問」について規定しております。

こちらは先ほど申し上げましたとおり、現在任務として行っている「審査請求の審査」に加えまして「マイナンバーの事務の安全性の評価」に意見をいただいたりすることなどを新たに任務として加えさせていただきまして、現在3名となっている委員を5名とすることを考えております。

以上が制定後も規定する予定の規定でございます。

最後に(17)として、第5章の2におきまして非識別加工情報の提供について規定しておりますが、こちらにつきましては「×」となっておりますが、実際に令和元年7月から市川市はこういった提供制度を設けましたが、提供実績は令和元年度に1件あったのみで、全国的にみても非識別加工情報提供制度を実施しているのは、国、独立行政法人、自治体の中でわずか10団体しかなく、市川市の他に提供実績があったのは、独立行政法人住宅金融支援機構1件のみということで全国的にも需要が無いというのが実情でございます。

こうしたことから、現在制度を設けておりますが、需要がないということと、提供した場合の効果についても不明であることから、今回、提供制度を、制定後には継続しないことと考えております。

以上が現行と制定後の比較でございます。

最後に、「資料5ページ」をご覧ください。

今後のスケジュールでございますが、令和4年12月に市議会に条例案を提出する予定でございます。

その後、来年1月から3月にかけて、庁内説明会を実施しまして、令和5年3月までに関係規則や規程の整備をいたします。

令和5年4月1日から「市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例」を施行してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【小林会長(議長)】

どうもありがとうございました。ただ今、事務局から「市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定」について詳しく説明をしてもらいました。それでは審議いたします。ただ今説明のありました新たな制定について、ご意見、ご質問等がありましたら、挙手をお願いします。

【松原委員】

お聞きしたいことが2点あります。

1点目、(5)ですが、今まで個人情報保護に関する評価書の検討をこの会議で行ってきたと思いますが、評価に関する問題についての受け皿としてどのような機関が行うのですか。

2点目ですが、5ページの(2)庁内説明会の実施の対象となる人は職員ですか、それとも市民を対象とするのでしょうか。以上です。

【報告実施機関(総務課)】

1点目の「マイナンバーの事務の安全性の評価」についての検討は、今後は市川市個人情報保護審査会が行っていくこととなります。

そのため、市川市は実施しない方向で考えております。

2点目の庁内説明会については職員向けに行うことを考えております。

【松原委員】

ありがとうございます。今まで、職員がデータにアクセスするようなあってはならないようなことがあ

った場合のセキュリティは従来どおり担保されますか。

【報告実施機関(総務課)】

個人情報の保護については現在条例に基づいて行っておりますが、今後は根拠が法律に変わることになります。個人情報の保護については、法施行後も従来どおり保護されていきますので、大きく変わることはございません。

【加藤委員】

今度の改正でほとんどの自治体で審議会を廃止して審査会に移行される自治体が多いと思いますが、今後も審議会を続けていく自治体はあるのでしょうか。

【報告実施機関(総務課)】

具体的にどの自治体が審議会を残しているかは調査していないのでお答えができないのですが、国からは、個別に判断する審議会は、今後は、設置できなくなるとの見解が示されているところでございます。

【加藤委員】

ネットで見た限りほとんどの市が審査会に移行されるということで、唯一分かったのが大阪の吹田市が審議会を継続するようですが、審議会は大勢としては無くなっていくということでしょうか。

【報告実施機関(総務課)】

審議会は個別判断ができなくなるので無くなっていくものと考えております。

【勝田委員】

審議会は今日で終わりという理解でよろしいでしょうか。

【報告実施機関(総務課)】

マイナンバー事務の安全性の評価に対するご意見をいただきたいと考えておりまして、この後、日程

の調整をさせていただければと思います。

少なくともあと2回は開催をさせていただきたいと考えております。

【小林会長(議長)】

ご質問、ご意見等他になければ、質疑を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員一同異議なし)

最後に、事務局より連絡事項があればお願いします。

【事務局】

(次回開催の日程調整その他事務連絡)

【小林会長(議長)】

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、令和4年度第1回市川市個人情報保護審議会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(閉 会)